市水道局と水道施設に係る災害時協定の実施細目を調印

横浜市管工事協同組合（佐々木靖太理事長）は３月31日、横浜市水道局本庁第一応接室において、同局と「横浜市水道施設に係る災害時等の応急措置の協力に関する協定実施細目」の調印式を執り行った。発効日は４月１日付。

これは、平成17年に締結された災害時応急措置協力の協定を、その後実施してきた合同防災訓練を通じて、より具体的な実施細目について調印するもの。実施細目には、組合の協力作業を明記し、連絡体制及び応援要請が様式化され、また組合が活動する緊急車両の取り扱い・優先給油（80ガソリンスタンド）が定められた。このような詳細な取り決めは全国的に見ても初めてのものとなる。なお、協力作業は次のとおり。

「応急給水」①地域防災拠である小中学校への給水（461ヶ所）。水道局が分散備蓄（13ヶ所）している給水容器を車載し、23ヶ所の配水池等から補給し運搬給水。②災害拠点病院及び救急医療告示機関（67ヶ所）での給水。消火栓に応急給水装置を設置。③緊急給水栓からの給水（358ヶ所）。消火栓に応急給水装置を設置。

「応急復旧」①給水管の復旧（通水作業に先立つ第一止水栓までの修繕、補助止水栓の閉止作業）②配水管の復旧（50㎜以下の修繕及び75㎜以上の軽微な修繕）

調印式には、土井一成水道局長や幹部職員、組合からは佐々木理事長ほか役員らが出席した。冒頭の挨拶で土井局長は、「東日本大震災を風化させないために、組合の皆様といざという時に対応出来るよう、市民の安心・安全のために共に活動していきたい」を延べた。続いて佐々木理事長が、「この度の協定実施細目の調印を契機に、さらに水道局との連携を密にし、定期的に防災訓練を実施していくことが重要であると認識し、水道事業者としていざという時に命の水を確保するため、早期の復旧・復興に迅速に対応する。」と語った。

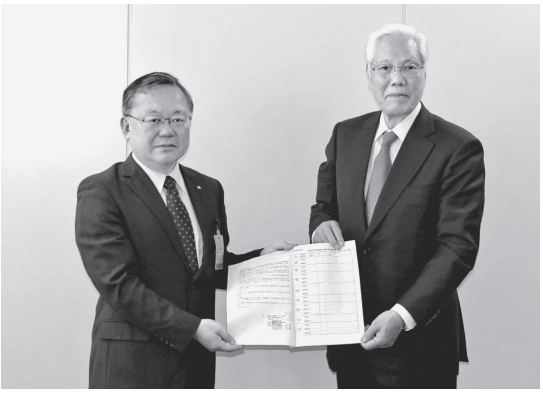

調印式での土井水道局長（左）と佐々木理事長

調印式を終えて記念撮影

〈全管連ジャーナル〉2014.5

横浜市水道施設に係る災害時等の応急措置の協力に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、横浜市水道施設に係る災害時等の応急措置の協力に関する協定（平成17年４月１日締結。以下「協定」という。）第９条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定める。

（応援内容）

第２条　横浜市水道局（以下「甲」という。）から応援要請を受けた横浜市管工事協同組合（以下「乙」という。）は、応急給水活動及び復旧活動について必要な措置を行うものとする。

２　応急給水活動は、次のとおりとする。

⑴　甲が所有する給水タンクを使用して各地域防災拠点への運搬給水

⑵　各地域防災拠点へ、甲が所有するキャンバス水槽の設置

⑶　緊急給水栓からの応急給水

⑷　災害拠点病院及び救急告示医療機関への消火栓からの応急給水

⑸　その他、応急給水活動に係る甲からの要請事項

３　復旧活動は、次のとおりとする。

⑴　給水管の復旧（第一止水栓までの修繕）

⑵　配水管の復旧（口径50ミリメートル以下の修繕及び幹線を除く口径75ミリメートル以上の軽微な修繕）

⑶　市内の漏水調査及びパトロール

⑷　補助止水栓等の閉止作業及び市民へのチラシの配布

⑸　資機材の運搬

⑹　その他、復旧活動に係る甲からの要請事項

４　第２項及び前項の活動については、甲からの要請により実施するものとする。

（連絡担当者に関する報告）

第３条　乙は、地震、風災害その他による災害（以下「災害」という。）時に、甲から応援要請があった場合に備えて、乙の組合員（以下「組合員」という。）と連絡調整ができる体制を整え、連絡担当者について第１号様式により毎年４月末日までに甲に報告を行うものとする。また、変更が生じた場合は、その都度同様式により報告を行うものとする。

（応援要請の手続き）

第４条　甲から乙への応援要請は、第２号様式により行うものとする。

２　前項に規定する要請を受けた乙は、応援体制について取りまとめ、第３号様式により甲へ報告するものとする。

３　甲の各区を所管する給水維持課及び地域サービスセンターの長（以下「所属の長」という。）は、乙の各担当地区の地区長と応援内容について連絡調整を行うものとする。

４　連絡方法については、電話、ファックス、メール等により行うものとする。

（緊急車両の事前確認）

第５条　乙は、災害発生後の甲からの応援要請に備えて緊急車両として使用する車両のリスト、そ

〈全管連ジャーナル〉2014.5

の自動車の自動車検査証の写し及び組合員であることを証明できる書類を事前に作成し、年１回確認する。

（緊急車両の取扱い）

第６条　甲からの応援要請により組合員が活動する緊急車両については、甲が災害等発生後、各区を所管する警察署へ申請を行い、緊急通行車両等確認証明書及び確認標章を乙に配付するものとする。

２　乙は、災害等発生後に甲が前項の申請を行うにあたり、組合員が使用する緊急車両について、使用する車両のリスト、自動車検査証の写し１通及び乙が組合員であることを証明できる書類を甲又は所属の長へ提出するものとする。

３　乙は、甲から配付された緊急通行車両等確認証明書を、応急給水活動及び復旧活動に使用する車両内に保管するとともに、確認標章を車両の前面の見えやすい場所に提示するものとする。

４　乙は、甲からの応援要請が解除された時点で、すみやかに緊急通行車両等確認証明書及び確認標章を甲へ返却するものとする。

５　甲から緊急通行車両等確認証明書及び確認標章を配付された車両は、甲の指定するガソリンスタンドで給油することができる。また、燃料の費用については、一時乙が負担し後日、乙からの請求により甲が精算するものとする。が他者に販売することを妨げない。

（活動内容の書類作成について）

第７条　乙は、活動について、甲が配付する報告書等へ必要事項を記入し、活動内容を報告するものとする。

（情報の共有について）

第８条　甲乙は、応急給水活動及び復旧活動に必要な事項について、年１回以上、相互で確認を行うものとする。

（協議）

第９条　本実施細目に定めのない事項又は本実施細目の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上その都度定めるものとする。

本実施細目の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成26年３月31日

甲　横浜市中区港町１丁目１番地
横浜市水道事業管理者
水道局長　土　井　一　成

乙　横浜市中区扇町１丁目２番地の１
横浜市管工事協同組合
理事長　佐　々　木　靖　太

〈全管連ジャーナル〉2014.5